

## 甲府市社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲府市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

### (報酬の支給)

第3条 報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員のうち会長については、報酬を支給する。
- (2) 会長以外の役員については、報酬を支給しない。

### (報酬の額)

第4条 会長に支給する報酬の額は、別表に定める額とする。

### (報酬の支給方法等)

第5条 報酬は通貨で直接その全額を支払う。ただし、申し出により口座振替の方法で支払うことができる。

- 2 報酬は、毎月16日に支払う。ただし、支払日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は土曜日に当たるときは、繰り上げて支給するものとする。

### (公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (委 任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

役 職	区 分	報 酬 額
会 長	非 常 勤	月 額 5 0 , 0 0 0 円